

広島市告示第116号  
令和8年3月23日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、広島市八幡東土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 組合の名称  
広島市八幡東土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
平成11年12月7日から令和12年3月31日
- 3 施行地区  
広島市佐伯区五日市町大字高井字大番、字鷹泊、字雙六、字早稲田の各一部  
広島市佐伯区五日市町大字中地字日ノ木、字深山迫、字東畑、字東田、字八畝田、字百田、  
字梅王田の各一部  
広島市佐伯区八幡東一丁目、八幡東三丁目、八幡東四丁目の各一部
- 4 事務所の所在地  
広島市佐伯区楽々園四丁目13番24-201号
- 5 設立認可年月日  
平成11年12月7日
- 6 変更認可の年月日  
令和8年3月23日